

「消費者安全に関する検討委員会」の進め方について（案）

1. 趣旨

近年、食品、製品、施設の各分野において、重篤な被害を伴う消費者事故が頻発し、消費者の安全を確保するための施策を迅速かつ適切に講じていくことが喫緊の課題となっている。

こうした中、「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、消費者庁の円滑な発足に向けて、内閣府において、重大な消費者事故への対応をはじめとして司令塔機能を先行実施することが求められている。

また、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」（国民生活審議会意見）に対するアクションプラン（工程表）（同年 7 月 25 日消費者政策会議報告）においては、政府の事故対応に関する客観的な調査・審議体制の構築や、近年の懸案であるリコール制度の拡充等への早急な取組が盛り込まれた。

こうした政府における各般の取組状況を踏まえながら、国民生活審議会消費者政策部会消費者安全に関する検討委員会において、消費者の安全確保のための諸課題について調査・審議を進めることとする。

2. 主な審議事項

- (1) 消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築
- (2) 重大な消費者事故に際し政府のなすべき対応等について消費者の視点からの調査・審議する仕組み
- (3) 自主リコールの促進のための取組の強化
- (4) その他消費者の安全・安心に関する重要事項

3. 審議スケジュール

別紙のとおり。

4. 審議の進め方

- (1) 審議の前半においては、現状等に関する認識共有（関係府省庁・機関からのヒアリング等）、論点の明確化（委員からの提言等）を行う。
- (2) 審議の後半においては、論点整理を行い、必要に応じて全体的な取りまとめを行う。

消費者安全に関する検討委員会 審議スケジュール(案)

(平成20年)

【9月】

9月16日(火) 10:00~11:30

- 第1回 ・今後の進め方
・消費者事故対応に関する「消費者の視点からの調査・審議」の在り方について

【10月】

10月中旬 第2回 事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築

10月下旬 第3回 自主リコールの促進のための取組の強化

【11月】

11月上旬 「消費者の視点からの調査・審議」在り方の各ワーキンググループ

11月下旬 第4回 自主リコールの促進のための取組の強化

【12月】

12月上旬 第5回 その他消費者の安全・安心に関する重要事項

12月中旬 第6回 事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築

(平成21年)

【1月~2月】

1月中旬 「消費者の視点からの調査・審議」の在り方の各ワーキンググループ

1月下旬 第7回 その他消費者の安全・安心に関する重要事項

2月中旬 第8回 消費者事故対応に関する「消費者視点からの調査・審議」の在り方について、全体取りまとめ